

訂正箇所	正誤区分			
	誤	正		
特記仕様書 目次	目次	目次		
	頁	頁		
	1. 工事概要	3	1. 工事概要	3
	2. 適用する共通仕様書	3	2. 適用する共通仕様書	3
	3. 監督員、主任補助監督員の権限	3	3. 監督員、主任補助監督員の権限	3
	4. 配置技術者に関する事項	4	4. 配置技術者に関する事項	4
	5. 工事用地等に関する事項	6	5. 工事用地等に関する事項	6
	6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項	6	6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項	6
	7. 関連施設その他の関係	7	7. 関連施設その他の関係	7
	8. 作業日及び作業期間に関する事項	9	8. 作業日及び作業期間に関する事項	9
	9. 関連工事に関する事項	10	9. 関連工事に関する事項	10
	10. 初期点検の実施	11	10. 初期点検の実施	11
	11. 工事費構成内訳書に関する事項	12	11. 工事費構成内訳書に関する事項	11
	12. 工程表及び履行報告に関する事項	12	12. 工程表及び履行報告に関する事項	11
	13. 工事用道路に関する事項	13	13. 工事用道路に関する事項	12
	14. 工事用材料に関する事項	13	14. 工事用材料に関する事項	13
	15. 支給材及び貸与品に関する事項	14	15. 支給材及び貸与品に関する事項	14
	16. 残存物件の処理に関する事項	14	16. 残存物件の処理に関する事項	14
	17. 保安に関する事項	16	17. 保安に関する事項	17
	18. 環境保全に関する事項	20	18. 環境保全に関する事項	20
	19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	21	19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	21
	20. 部分使用に関する事項	23	20. 部分使用に関する事項	23
	21. 特許に関する事項	24	21. 特許に関する事項	24
	22. 現場環境改善に関する事項	24	22. 現場環境改善に関する事項	24
	23. 三者協議会に関する事項	24	23. 三者協議会に関する事項	25
	24. 工事変更等検討会の設置	25	24. 工事変更等検討会の設置	25
	25. 週休2日工事	25	25. 週休2日工事	25
	26. 工事細部に関する事項	28	26. 工事細部に関する事項	28
27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	42	27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	42	
28. 補足事項	42	28. 補足事項	42	

訂正箇所	正誤区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	誤	正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>特記仕様書 P12 13. 工事用道路に関する事項</p>	<p>共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」及び 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。</p> <p>(1) 共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」に規定する工程表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="403 443 1142 635"> <thead> <tr> <th>工程表の項目</th> <th>単価表の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切盛土工</td> <td>客土掘削、捨土掘削、盛土工</td> </tr> <tr> <td>駐車場レイアウト変更工</td> <td>アスファルト混合物、瀝青材散布工、仮設防護柵、路面標示工、路面標示消去工</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>地盤改良工</td> </tr> <tr> <td>橋梁下部工</td> <td>基礎ぐい、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物掘削、基礎材</td> </tr> <tr> <td>雑工</td> <td>上記以外の合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表 前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。 <p>13. 工事用道路に関する事項</p> <p>13-1 工事用道路の指定</p> <p>共通仕様書 1-2-2-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="369 914 1142 1348"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名または場所</th> <th>片側車線巾員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始時期</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>東北自動車道</td><td>3.5 m</td><td>7,300m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>②</td><td>県道3号</td><td>3.0 m</td><td>650m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>③</td><td>県道162号</td><td>2.8 m</td><td>650m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>④</td><td>県道162号</td><td>2.8 m</td><td>150m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>県道87号</td><td>2.7 m</td><td>50m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>県道87号</td><td>2.7 m</td><td>500m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>県道3号</td><td>3.0 m</td><td>5,500m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>県道3号</td><td>3.0m</td><td>550m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>国道122号</td><td>3.2 m</td><td>7,000m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>国道122号</td><td>3.2 m</td><td>200m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>国道16号</td><td>3.2 m</td><td>100m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>東北自動車道</td><td>3.5 m</td><td>8,400m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>県道162号</td><td>2.8 m</td><td>6,100m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>県道162号</td><td>2.8 m</td><td>650m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>蓮田市道46号</td><td>3.2 m</td><td>1,000m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> </tbody> </table> <p>13-3 工事用道路の共同使用</p> <p>本特記仕様書 13-1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-2-2-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。</p>	工程表の項目	単価表の項目	切盛土工	客土掘削、捨土掘削、盛土工	駐車場レイアウト変更工	アスファルト混合物、瀝青材散布工、仮設防護柵、路面標示工、路面標示消去工	地盤改良工	地盤改良工	橋梁下部工	基礎ぐい、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物掘削、基礎材	雑工	上記以外の合計	番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	①	東北自動車道	3.5 m	7,300m	舗装	無償	—	—	既設	②	県道3号	3.0 m	650m	舗装	無償	—	—	既設	③	県道162号	2.8 m	650m	舗装	無償	—	—	既設	④	県道162号	2.8 m	150m	舗装	無償	—	—	既設	⑤	県道87号	2.7 m	50m	舗装	無償	—	—	既設	⑥	県道87号	2.7 m	500m	舗装	無償	—	—	既設	⑦	県道3号	3.0 m	5,500m	舗装	無償	—	—	既設	⑧	県道3号	3.0m	550m	舗装	無償	—	—	既設	⑨	国道122号	3.2 m	7,000m	舗装	無償	—	—	既設	⑩	国道122号	3.2 m	200m	舗装	無償	—	—	既設	⑪	国道16号	3.2 m	100m	舗装	無償	—	—	既設	⑫	東北自動車道	3.5 m	8,400m	舗装	無償	—	—	既設	⑬	県道162号	2.8 m	6,100m	舗装	無償	—	—	既設	⑭	県道162号	2.8 m	650m	舗装	無償	—	—	既設	⑮	蓮田市道46号	3.2 m	1,000m	舗装	無償	—	—	既設	<p>共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」及び 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。</p> <p>(1) 共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」に規定する工程表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1288 435 2027 627"> <thead> <tr> <th>工程表の項目</th> <th>単価表の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切盛土工</td> <td>客土掘削、捨土掘削、盛土工</td> </tr> <tr> <td>駐車場レイアウト変更工</td> <td>アスファルト混合物、瀝青材散布工、仮設防護柵、路面標示工、路面標示消去工</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>地盤改良工</td> </tr> <tr> <td>橋梁下部工</td> <td>基礎ぐい、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物掘削、基礎材</td> </tr> <tr> <td>雑工</td> <td>上記以外の合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表 前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。 <p>13. 工事用道路に関する事項</p> <p>13-1 工事用道路の指定</p> <p>共通仕様書 1-2-2-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1254 901 2027 1332"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名または場所</th> <th>片側車線巾員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始時期</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>東北自動車道</td><td>3.5 m</td><td>7,300m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>②</td><td>県道3号</td><td>3.0 m</td><td>650m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>③</td><td>県道162号</td><td>2.8 m</td><td>650m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>④</td><td>県道162号</td><td>2.8 m</td><td>150m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>県道87号</td><td>2.7 m</td><td>50m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>県道87号</td><td>2.7 m</td><td>500m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>県道3号</td><td>3.0 m</td><td>5,500m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>県道3号</td><td>3.0m</td><td>550m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>国道122号</td><td>3.2 m</td><td>7,000m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>国道122号</td><td>3.2 m</td><td>200m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>国道16号</td><td>3.2 m</td><td>100m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>東北自動車道</td><td>3.5 m</td><td>8,400m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>県道162号</td><td>2.8 m</td><td>6,100m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>県道162号</td><td>2.8 m</td><td>650m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>蓮田市道46号</td><td>3.2 m</td><td>1,000m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> </tbody> </table> <p>13-2 工事用道路の共同使用</p> <p>本特記仕様書 13-1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-2-2-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。</p>	工程表の項目	単価表の項目	切盛土工	客土掘削、捨土掘削、盛土工	駐車場レイアウト変更工	アスファルト混合物、瀝青材散布工、仮設防護柵、路面標示工、路面標示消去工	地盤改良工	地盤改良工	橋梁下部工	基礎ぐい、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物掘削、基礎材	雑工	上記以外の合計	番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	①	東北自動車道	3.5 m	7,300m	舗装	無償	—	—	既設	②	県道3号	3.0 m	650m	舗装	無償	—	—	既設	③	県道162号	2.8 m	650m	舗装	無償	—	—	既設	④	県道162号	2.8 m	150m	舗装	無償	—	—	既設	⑤	県道87号	2.7 m	50m	舗装	無償	—	—	既設	⑥	県道87号	2.7 m	500m	舗装	無償	—	—	既設	⑦	県道3号	3.0 m	5,500m	舗装	無償	—	—	既設	⑧	県道3号	3.0m	550m	舗装	無償	—	—	既設	⑨	国道122号	3.2 m	7,000m	舗装	無償	—	—	既設	⑩	国道122号	3.2 m	200m	舗装	無償	—	—	既設	⑪	国道16号	3.2 m	100m	舗装	無償	—	—	既設	⑫	東北自動車道	3.5 m	8,400m	舗装	無償	—	—	既設	⑬	県道162号	2.8 m	6,100m	舗装	無償	—	—	既設	⑭	県道162号	2.8 m	650m	舗装	無償	—	—	既設	⑮	蓮田市道46号	3.2 m	1,000m	舗装	無償	—	—	既設
工程表の項目	単価表の項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
切盛土工	客土掘削、捨土掘削、盛土工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
駐車場レイアウト変更工	アスファルト混合物、瀝青材散布工、仮設防護柵、路面標示工、路面標示消去工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
地盤改良工	地盤改良工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
橋梁下部工	基礎ぐい、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物掘削、基礎材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
雑工	上記以外の合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
①	東北自動車道	3.5 m	7,300m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
②	県道3号	3.0 m	650m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
③	県道162号	2.8 m	650m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
④	県道162号	2.8 m	150m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑤	県道87号	2.7 m	50m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑥	県道87号	2.7 m	500m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑦	県道3号	3.0 m	5,500m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑧	県道3号	3.0m	550m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑨	国道122号	3.2 m	7,000m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑩	国道122号	3.2 m	200m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑪	国道16号	3.2 m	100m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑫	東北自動車道	3.5 m	8,400m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑬	県道162号	2.8 m	6,100m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑭	県道162号	2.8 m	650m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑮	蓮田市道46号	3.2 m	1,000m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
工程表の項目	単価表の項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
切盛土工	客土掘削、捨土掘削、盛土工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
駐車場レイアウト変更工	アスファルト混合物、瀝青材散布工、仮設防護柵、路面標示工、路面標示消去工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
地盤改良工	地盤改良工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
橋梁下部工	基礎ぐい、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物掘削、基礎材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
雑工	上記以外の合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
①	東北自動車道	3.5 m	7,300m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
②	県道3号	3.0 m	650m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
③	県道162号	2.8 m	650m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
④	県道162号	2.8 m	150m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑤	県道87号	2.7 m	50m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑥	県道87号	2.7 m	500m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑦	県道3号	3.0 m	5,500m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑧	県道3号	3.0m	550m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑨	国道122号	3.2 m	7,000m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑩	国道122号	3.2 m	200m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑪	国道16号	3.2 m	100m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑫	東北自動車道	3.5 m	8,400m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑬	県道162号	2.8 m	6,100m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑭	県道162号	2.8 m	650m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑮	蓮田市道46号	3.2 m	1,000m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

訂正箇所	正誤区分																																																																	
	誤	正																																																																
特記仕様書 P13 13. 工事用道路に 関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工事名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤</td> <td>首都圏中央連絡自動車道 境古河IC駐車場造成工事</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>東北自動車道 元荒川耐震補強工事</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>13-4 工事用道路の維持・補修</p> <p>(1) 本特記仕様書13-1「工事用道路の指定」に示す番号⑤の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため、必要とする期間中、作業員を配置し、水洗い等による車両の泥落とし及び周辺の清掃等を行うものとする。これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が別途配置場所及び作業内容の変更を指示した場合は、その指示に従うものとする。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置場所</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事車両 泥落とし費</td> <td>1名</td> <td>県道162号 工事用出入口 (蓮田SA (旧上り線))</td> <td rowspan="3">土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>蓮田SA (下り線) 工事用出口</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>盛土場 工事用出入口</td> </tr> </tbody> </table> <p>14. 工事用材料に関する事項</p> <p>14-1 レディーミクストコンクリート コンクリート施工管理要領「3-7 表 3-10」に示すアルカリ骨材反応、「3-9 表 3-15」に示すフレッシュコンクリート及び「3-10 表 3-16」に示す硬化コンクリートの試験を生産者等に代行させる場合は、受注者がその試験に立会うものとする。 また、コンクリート施工管理要領「3-7 表 3-10」に示すアルカリ骨材反応の試験において、基準試験時（基準試験を省略できる場合は、第一回目の定期管理試験時）には当該試験の粗骨材及び細骨材の試験試料の採取に必ず受注者が立会い、受注者は、その試料と同じ材料を同量、工事期間中保管するものとする。 なお、東日本高速道路㈱がレディーミクストコンクリートの品質を確認するための抜取試験を行う場合は、試料採取等に協力するものとする。</p> <p>14-2 練り混ぜ水の給水 練り混ぜ水の給水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用場所</th> <th>連絡等施設</th> <th>給水場所</th> <th>単価（税抜き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓮田SA旧上り線側</td> <td>旧上り線場内</td> <td>旧上り線商業施設</td> <td>318円/m³</td> </tr> </tbody> </table>	番号	工事名	受注者	⑤	首都圏中央連絡自動車道 境古河IC駐車場造成工事	未定	⑤	東北自動車道 元荒川耐震補強工事	未定	⑤	東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事	未定	名称	数量	設置場所	期間	工事車両 泥落とし費	1名	県道162号 工事用出入口 (蓮田SA (旧上り線))	土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中	1名	蓮田SA (下り線) 工事用出口	1名	盛土場 工事用出入口	利用場所	連絡等施設	給水場所	単価（税抜き）	蓮田SA旧上り線側	旧上り線場内	旧上り線商業施設	318円/m ³	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工事名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤</td> <td>首都圏中央連絡自動車道 境古河IC駐車場造成工事</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>東北自動車道 元荒川耐震補強工事</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>13-3 工事用道路の維持・補修</p> <p>(1) 本特記仕様書13-1「工事用道路の指定」に示す番号⑤の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため、必要とする期間中、作業員を配置し、水洗い等による車両の泥落とし及び周辺の清掃等を行うものとする。これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が別途配置場所及び作業内容の変更を指示した場合は、その指示に従うものとする。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置場所</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事車両 泥落とし費</td> <td>1名</td> <td>県道162号 工事用出入口 (蓮田SA (旧上り線))</td> <td rowspan="3">土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>蓮田SA (下り線) 工事用出口</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>盛土場 工事用出入口</td> </tr> </tbody> </table> <p>14. 工事用材料に関する事項</p> <p>14-1 レディーミクストコンクリート コンクリート施工管理要領「3-7 表 3-10」に示すアルカリ骨材反応、「3-9 表 3-15」に示すフレッシュコンクリート及び「3-10 表 3-16」に示す硬化コンクリートの試験を生産者等に代行させる場合は、受注者がその試験に立会うものとする。 また、コンクリート施工管理要領「3-7 表 3-10」に示すアルカリ骨材反応の試験において、基準試験時（基準試験を省略できる場合は、第一回目の定期管理試験時）には当該試験の粗骨材及び細骨材の試験試料の採取に必ず受注者が立会い、受注者は、その試料と同じ材料を同量、工事期間中保管するものとする。 なお、東日本高速道路㈱がレディーミクストコンクリートの品質を確認するための抜取試験を行う場合は、試料採取等に協力するものとする。</p> <p>14-2 練り混ぜ水の給水 練り混ぜ水の給水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用場所</th> <th>連絡等施設</th> <th>給水場所</th> <th>単価（税抜き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓮田SA旧上り線側</td> <td>旧上り線場内</td> <td>旧上り線商業施設</td> <td>318円/m³</td> </tr> </tbody> </table>	番号	工事名	受注者	⑤	首都圏中央連絡自動車道 境古河IC駐車場造成工事	未定	⑤	東北自動車道 元荒川耐震補強工事	未定	⑤	東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事	未定	名称	数量	設置場所	期間	工事車両 泥落とし費	1名	県道162号 工事用出入口 (蓮田SA (旧上り線))	土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中	1名	蓮田SA (下り線) 工事用出口	1名	盛土場 工事用出入口	利用場所	連絡等施設	給水場所	単価（税抜き）	蓮田SA旧上り線側	旧上り線場内	旧上り線商業施設	318円/m ³
	番号	工事名	受注者																																																															
⑤	首都圏中央連絡自動車道 境古河IC駐車場造成工事	未定																																																																
⑤	東北自動車道 元荒川耐震補強工事	未定																																																																
⑤	東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事	未定																																																																
名称	数量	設置場所	期間																																																															
工事車両 泥落とし費	1名	県道162号 工事用出入口 (蓮田SA (旧上り線))	土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中																																																															
	1名	蓮田SA (下り線) 工事用出口																																																																
	1名	盛土場 工事用出入口																																																																
利用場所	連絡等施設	給水場所	単価（税抜き）																																																															
蓮田SA旧上り線側	旧上り線場内	旧上り線商業施設	318円/m ³																																																															
番号	工事名	受注者																																																																
⑤	首都圏中央連絡自動車道 境古河IC駐車場造成工事	未定																																																																
⑤	東北自動車道 元荒川耐震補強工事	未定																																																																
⑤	東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事	未定																																																																
名称	数量	設置場所	期間																																																															
工事車両 泥落とし費	1名	県道162号 工事用出入口 (蓮田SA (旧上り線))	土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中																																																															
	1名	蓮田SA (下り線) 工事用出口																																																																
	1名	盛土場 工事用出入口																																																																
利用場所	連絡等施設	給水場所	単価（税抜き）																																																															
蓮田SA旧上り線側	旧上り線場内	旧上り線商業施設	318円/m ³																																																															

訂正箇所	正誤区分																	
	誤	正																
<p>特記仕様書 P21 18. 環境保全に関する事項</p>	<p>18-2 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。</p> <p>18-3 汚濁水処理 路面標示消去（WJ工法）により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。</p> <p>18-4 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。</p> <p>18-5 井戸等の枯渇対策 本線沿線には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中、受注者はこれらの物件を発見した場合には、直ちに監督員に報告するものとする。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者は、その指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18-6 六価クロム溶出試験（1） 受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。</p> <p>18-7 六価クロム溶出試験（2） 受注者は、再生コンクリート砂を透水が有り、浸透した水が土壤または公共用水域へ拡散するおそれがある個所に、基礎材、仮設材料として使用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。</p> <p>18-8 環境保全に関する費用 環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書18-5「井戸等の枯渇対策」に定める観測、対策工等、本特記仕様書18-3「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分、本特記仕様書18-6「六価クロム溶出試験（1）」、18-6「六価クロム溶出試験（2）」に定める六価クロム溶出試験に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>19. 再生資源及び建設副産物に関する事項 19-1 再生資材の使用 (1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="340 1257 1048 1347"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資材の種類</th> <th>数量</th> <th>摘要指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(8) 基礎材 砕石</td> <td>再生リッチャーシ</td> <td>約 50m3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等	2-(8) 基礎材 砕石	再生リッチャーシ	約 50m3		<p>18-2 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。</p> <p>18-3 汚濁水処理 路面標示消去（WJ工法）により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。</p> <p>18-4 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。</p> <p>18-5 井戸等の枯渇対策 本線沿線には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中、受注者はこれらの物件を発見した場合には、直ちに監督員に報告するものとする。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者は、その指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18-6 六価クロム溶出試験（1） 受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。</p> <p>18-7 六価クロム溶出試験（2） 受注者は、再生コンクリート砂を透水が有り、浸透した水が土壤または公共用水域へ拡散するおそれがある個所に、基礎材、仮設材料として使用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。</p> <p>18-8 環境保全に関する費用 環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書18-5「井戸等の枯渇対策」に定める観測、対策工等、本特記仕様書18-3「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分、本特記仕様書18-6「六価クロム溶出試験（1）」、18-7「六価クロム溶出試験（2）」に定める六価クロム溶出試験に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>19. 再生資源及び建設副産物に関する事項 19-1 再生資材の使用 (1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1303 1257 2011 1347"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資材の種類</th> <th>数量</th> <th>摘要指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(8) 基礎材 砕石</td> <td>再生リッチャーシ</td> <td>約 50m3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等	2-(8) 基礎材 砕石	再生リッチャーシ	約 50m3	
単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等															
2-(8) 基礎材 砕石	再生リッチャーシ	約 50m3																
単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等															
2-(8) 基礎材 砕石	再生リッチャーシ	約 50m3																

訂正箇所	正誤区分																																																																					
	誤	正																																																																				
<p>特記仕様書 P32 26-10. 型わく工</p>	<p>14) 受注者は施工に先立ち現地盤調査（平板載荷試験）を行うものとし、施工に必要な地盤支持力を確認した後、監督員に報告するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、調査の結果、監督員が対策等を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>26-8-5 数量の検測 共通仕様書7-2-5「数量の検測」に次を追加する。 (8) 既製杭の数量の検測は、杭の径ごと設計数量（m）で行うものとする。</p> <p>26-8-6 支払 共通仕様書7-2-6「支払」に次を追加する。 (9) 既製杭の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。既製杭（SC杭）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うSC杭の建込み、継手の施工、杭頭補強鉄筋、吊り型枠、中詰コンクリート等既製杭（SC杭）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。既製杭（PHC杭）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うPHC杭の建込み、継手の施工、セメントミルクの施工、杭先端処理等既製杭（PHC杭）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7-(1) 基礎杭</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 既製杭（SC杭、φ800）</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> 既製杭（PHC杭、φ800）</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-9 コンクリート 26-9-1 構造物用コンクリート (1) 種別 各種別の品質基準は、「コンクリート施工管理要領」3-2の規定によるものとし、表3-2に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種別</th> <th>使用構造物</th> <th>対象の構造物</th> <th>材令28日における圧縮強度(N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>沈下度 (φ)</th> <th>空気量 (%)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>セメントの種類</th> <th>最低セメント量 (kg/m³)</th> <th>最大塩化物量 (Cl) (kg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DI-1</td> <td>構造物基礎の敷均しコンクリート、石積み、ソグットブロッグ積み等の裏込めコンクリートその他類似の構造物</td> <td>M</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25 20</td> <td>N, B, B</td> <td>-</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-10 型わく工 26-10-1 種別 共通仕様書8-3-2「型わくの種別」に示す型わくの単価表の項目の種別に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z</td> <td>山留めが鋼矢板工法により構造物掘削の余堀幅を確保できない構造物の外枠材に設置するもので、非腐食性の残置型わくをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-10-2 材料</p>	単価表の項目	検測の単位	7-(1) 基礎杭		既製杭（SC杭、φ800）	m	既製杭（PHC杭、φ800）	m	コンクリートの種別	使用構造物	対象の構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	スランブ (cm)	沈下度 (φ)	空気量 (%)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	最低セメント量 (kg/m ³)	最大塩化物量 (Cl) (kg/m ³)	DI-1	構造物基礎の敷均しコンクリート、石積み、ソグットブロッグ積み等の裏込めコンクリートその他類似の構造物	M	18	-	-	-	25 20	N, B, B	-	0.6	単価表の項目	使用箇所	Z	山留めが鋼矢板工法により構造物掘削の余堀幅を確保できない構造物の外枠材に設置するもので、非腐食性の残置型わくをいう。	<p>14) 受注者は施工に先立ち現地盤調査（平板載荷試験）を行うものとし、施工に必要な地盤支持力を確認した後、監督員に報告するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、調査の結果、監督員が対策等を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>26-8-5 数量の検測 共通仕様書7-2-5「数量の検測」に次を追加する。 (8) 既製杭の数量の検測は、杭の径ごと設計数量（m）で行うものとする。</p> <p>26-8-6 支払 共通仕様書7-2-6「支払」に次を追加する。 (9) 既製杭の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。既製杭（SC杭）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うSC杭の建込み、継手の施工、杭頭補強鉄筋、吊り型枠、中詰コンクリート等既製杭（SC杭）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。既製杭（PHC杭）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うPHC杭の建込み、継手の施工、セメントミルクの施工、杭先端処理等既製杭（PHC杭）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7-(1) 基礎杭</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 既製杭（SC杭、φ800）</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> 既製杭（PHC杭、φ800）</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-9 コンクリート 26-9-1 構造物用コンクリート (1) 種別 各種別の品質基準は、「コンクリート施工管理要領」3-2の規定によるものとし、表3-2に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種別</th> <th>使用構造物</th> <th>対象の構造物</th> <th>材令28日における圧縮強度(N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>沈下度 (φ)</th> <th>空気量 (%)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>セメントの種類</th> <th>最低セメント量 (kg/m³)</th> <th>最大塩化物量 (Cl) (kg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DI-1</td> <td>構造物基礎の敷均しコンクリート、石積み、ソグットブロッグ積み等の裏込めコンクリートその他類似の構造物</td> <td>M</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25 20</td> <td>N, B, B</td> <td>-</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-10 型わく工 26-10-1 種別 共通仕様書8-3-2「型わくの種別」に示す型わくの単価表の項目の種別に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z</td> <td>山留めが鋼矢板工法により構造物掘削の余堀幅を確保できない構造物の外枠材に設置するもので、非腐食性の残置型わくをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	7-(1) 基礎杭		既製杭（SC杭、φ800）	m	既製杭（PHC杭、φ800）	m	コンクリートの種別	使用構造物	対象の構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	スランブ (cm)	沈下度 (φ)	空気量 (%)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	最低セメント量 (kg/m ³)	最大塩化物量 (Cl) (kg/m ³)	DI-1	構造物基礎の敷均しコンクリート、石積み、ソグットブロッグ積み等の裏込めコンクリートその他類似の構造物	M	18	-	-	-	25 20	N, B, B	-	0.6	単価表の項目	使用箇所	Z	山留めが鋼矢板工法により構造物掘削の余堀幅を確保できない構造物の外枠材に設置するもので、非腐食性の残置型わくをいう。
単価表の項目	検測の単位																																																																					
7-(1) 基礎杭																																																																						
既製杭（SC杭、φ800）	m																																																																					
既製杭（PHC杭、φ800）	m																																																																					
コンクリートの種別	使用構造物	対象の構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	スランブ (cm)	沈下度 (φ)	空気量 (%)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	最低セメント量 (kg/m ³)	最大塩化物量 (Cl) (kg/m ³)																																																												
DI-1	構造物基礎の敷均しコンクリート、石積み、ソグットブロッグ積み等の裏込めコンクリートその他類似の構造物	M	18	-	-	-	25 20	N, B, B	-	0.6																																																												
単価表の項目	使用箇所																																																																					
Z	山留めが鋼矢板工法により構造物掘削の余堀幅を確保できない構造物の外枠材に設置するもので、非腐食性の残置型わくをいう。																																																																					
単価表の項目	検測の単位																																																																					
7-(1) 基礎杭																																																																						
既製杭（SC杭、φ800）	m																																																																					
既製杭（PHC杭、φ800）	m																																																																					
コンクリートの種別	使用構造物	対象の構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	スランブ (cm)	沈下度 (φ)	空気量 (%)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	最低セメント量 (kg/m ³)	最大塩化物量 (Cl) (kg/m ³)																																																												
DI-1	構造物基礎の敷均しコンクリート、石積み、ソグットブロッグ積み等の裏込めコンクリートその他類似の構造物	M	18	-	-	-	25 20	N, B, B	-	0.6																																																												
単価表の項目	使用箇所																																																																					
Z	山留めが鋼矢板工法により構造物掘削の余堀幅を確保できない構造物の外枠材に設置するもので、非腐食性の残置型わくをいう。																																																																					

訂正箇所	正誤区分																																																																																									
	誤	正																																																																																								
<p>特記仕様書 P33 26-10. 型わく工</p>	<p>型わく工 Zに使用する材料は、鋼製型枠を使用するものとする。鋼製型枠の品質は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 284 786 379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曲げ強度</td> <td>5.3N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ弾性率</td> <td>1,600N/mm²以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>型わく工 Zは、JIS K 7221-2およびJAS型枠合板試験等に規格する項目についてメーカーによる証明書を提出するものとする。</p> <p>26-10-3 支払 共通仕様書8-3-6「支払」に次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="392 475 817 544"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8-(2) 型わく Z</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-11 アスファルト混合物 26-11-1 適用すべき基準 共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に下表を追加する。 ・別添-2 低速プロファイラの運用に関する補足資料 ・東日本高速道路株式会社 関東支社 舗装設計施工マニュアル（令和3年7月）</p> <p>26-11-2 混合物 共通仕様書13-5-3「混合物（1）骨材の粒度」及び「混合物（2）マーシャル試験基準値」の粒度の種別及びマーシャル供試体の突固め回数は、下表のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合においても、単価の変更は行わないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 783 1025 1050"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>アスファルトの種類</th> <th>標準アスファルト</th> <th>骨材配合設計粒度</th> <th>供試体突固め回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト安定処理路盤工</td> <td>ストレートアスファルト（60-80）</td> <td>4.5%</td> <td>アスファルト安定処理タイプI（最大粒径40mm）</td> <td>両面50回</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート遮水性基層工</td> <td>改質アスファルトII型（一般用）</td> <td>5.3%</td> <td>基層混合物（最大粒径20mm）</td> <td>両面75回</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工A</td> <td>改質アスファルトII型（一般用）</td> <td>5.2%</td> <td>高機能舗装II型用混合物（最大粒径13mm）</td> <td>両面50回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) アスファルト混合物の製造 上記アスファルト混合の製造は、専門業者（定置プラント）に委託するものとする。</p> <p>(2) 骨材の粒度 基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は下記の通りとする。なお、使用する骨材の粒度が0.2g/cm³以上異なる場合には配合比の修正を行う。</p> <table border="1" data-bbox="331 1166 994 1342"> <thead> <tr> <th>ふるい目の開き (mm)</th> <th>ふるい通過質量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19.0</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>13.2</td> <td>75~90</td> </tr> <tr> <td>9.5</td> <td>65~83</td> </tr> <tr> <td>4.75</td> <td>50~67</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	曲げ強度	5.3N/mm ² 以上	曲げ弾性率	1,600N/mm ² 以上	単価表の項目	検測の単位	8-(2) 型わく Z	m ²	単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト	骨材配合設計粒度	供試体突固め回数	加熱アスファルト安定処理路盤工	ストレートアスファルト（60-80）	4.5%	アスファルト安定処理タイプI（最大粒径40mm）	両面50回	アスファルトコンクリート遮水性基層工	改質アスファルトII型（一般用）	5.3%	基層混合物（最大粒径20mm）	両面75回	アスファルトコンクリート表層工A	改質アスファルトII型（一般用）	5.2%	高機能舗装II型用混合物（最大粒径13mm）	両面50回	ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)	26.5	100	19.0	95~100	13.2	75~90	9.5	65~83	4.75	50~67	<p>26-10-2 支払 共通仕様書8-3-6「支払」に次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 284 1765 352"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8-(2) 型わく Z</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-11 アスファルト混合物 26-11-1 適用すべき基準 共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に下表を追加する。 ・別添-2 低速プロファイラの運用に関する補足資料 ・東日本高速道路株式会社 関東支社 舗装設計施工マニュアル（令和3年7月）</p> <p>26-11-2 混合物 共通仕様書13-5-3「混合物（1）骨材の粒度」及び「混合物（2）マーシャル試験基準値」の粒度の種別及びマーシャル供試体の突固め回数は、下表のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合においても、単価の変更は行わないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1294 592 1966 858"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>アスファルトの種類</th> <th>標準アスファルト</th> <th>骨材配合設計粒度</th> <th>供試体突固め回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト安定処理路盤工</td> <td>ストレートアスファルト（60-80）</td> <td>4.5%</td> <td>アスファルト安定処理タイプI（最大粒径40mm）</td> <td>両面50回</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート遮水性基層工</td> <td>改質アスファルトII型（一般用）</td> <td>5.3%</td> <td>基層混合物（最大粒径20mm）</td> <td>両面75回</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工A</td> <td>改質アスファルトII型（一般用）</td> <td>5.2%</td> <td>高機能舗装II型用混合物（最大粒径13mm）</td> <td>両面50回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) アスファルト混合物の製造 上記アスファルト混合の製造は、専門業者（定置プラント）に委託するものとする。</p> <p>(2) 骨材の粒度 基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は下記の通りとする。なお、使用する骨材の粒度が0.2g/cm³以上異なる場合には配合比の修正を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1294 975 1935 1273"> <thead> <tr> <th>ふるい目の開き (mm)</th> <th>ふるい通過質量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19.0</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>13.2</td> <td>75~90</td> </tr> <tr> <td>9.5</td> <td>65~83</td> </tr> <tr> <td>4.75</td> <td>50~67</td> </tr> <tr> <td>2.36</td> <td>37~53</td> </tr> <tr> <td>0.6</td> <td>24~30</td> </tr> <tr> <td>0.3</td> <td>16~24</td> </tr> <tr> <td>0.15</td> <td>9~14</td> </tr> <tr> <td>0.075</td> <td>7~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料規定 設計要領第一集（舗装 建設編）「2-3-2 材料規定」の「加熱アスファルト安定処理（タイプI）」の項目に下記の試験項目を追加する。</p>	単価表の項目	検測の単位	8-(2) 型わく Z	m ²	単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト	骨材配合設計粒度	供試体突固め回数	加熱アスファルト安定処理路盤工	ストレートアスファルト（60-80）	4.5%	アスファルト安定処理タイプI（最大粒径40mm）	両面50回	アスファルトコンクリート遮水性基層工	改質アスファルトII型（一般用）	5.3%	基層混合物（最大粒径20mm）	両面75回	アスファルトコンクリート表層工A	改質アスファルトII型（一般用）	5.2%	高機能舗装II型用混合物（最大粒径13mm）	両面50回	ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)	26.5	100	19.0	95~100	13.2	75~90	9.5	65~83	4.75	50~67	2.36	37~53	0.6	24~30	0.3	16~24	0.15	9~14	0.075	7~10
項目	規格値																																																																																									
曲げ強度	5.3N/mm ² 以上																																																																																									
曲げ弾性率	1,600N/mm ² 以上																																																																																									
単価表の項目	検測の単位																																																																																									
8-(2) 型わく Z	m ²																																																																																									
単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト	骨材配合設計粒度	供試体突固め回数																																																																																						
加熱アスファルト安定処理路盤工	ストレートアスファルト（60-80）	4.5%	アスファルト安定処理タイプI（最大粒径40mm）	両面50回																																																																																						
アスファルトコンクリート遮水性基層工	改質アスファルトII型（一般用）	5.3%	基層混合物（最大粒径20mm）	両面75回																																																																																						
アスファルトコンクリート表層工A	改質アスファルトII型（一般用）	5.2%	高機能舗装II型用混合物（最大粒径13mm）	両面50回																																																																																						
ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)																																																																																									
26.5	100																																																																																									
19.0	95~100																																																																																									
13.2	75~90																																																																																									
9.5	65~83																																																																																									
4.75	50~67																																																																																									
単価表の項目	検測の単位																																																																																									
8-(2) 型わく Z	m ²																																																																																									
単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト	骨材配合設計粒度	供試体突固め回数																																																																																						
加熱アスファルト安定処理路盤工	ストレートアスファルト（60-80）	4.5%	アスファルト安定処理タイプI（最大粒径40mm）	両面50回																																																																																						
アスファルトコンクリート遮水性基層工	改質アスファルトII型（一般用）	5.3%	基層混合物（最大粒径20mm）	両面75回																																																																																						
アスファルトコンクリート表層工A	改質アスファルトII型（一般用）	5.2%	高機能舗装II型用混合物（最大粒径13mm）	両面50回																																																																																						
ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)																																																																																									
26.5	100																																																																																									
19.0	95~100																																																																																									
13.2	75~90																																																																																									
9.5	65~83																																																																																									
4.75	50~67																																																																																									
2.36	37~53																																																																																									
0.6	24~30																																																																																									
0.3	16~24																																																																																									
0.15	9~14																																																																																									
0.075	7~10																																																																																									

訂正箇所	正誤区分																																														
	誤		正																																												
特記仕様書 P36 26-12. 規制工	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 L×N</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:00～18:00 (9:00～17:00)</td> <td>川口JCT Hランプ</td> </tr> <tr> <td>車線規制 L×N×M×T</td> <td></td> <td>12:00～22:00 (13:00～21:00)</td> <td>岩槻IC～久喜白岡JCT (下り線)</td> </tr> </tbody> </table>		単価表の項目	区分内容	規制時間	備考	路肩規制 L×N	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	川口JCT Hランプ	車線規制 L×N×M×T		12:00～22:00 (13:00～21:00)	岩槻IC～久喜白岡JCT (下り線)																																	
	単価表の項目	区分内容	規制時間	備考																																											
路肩規制 L×N	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	川口JCT Hランプ																																												
車線規制 L×N×M×T		12:00～22:00 (13:00～21:00)	岩槻IC～久喜白岡JCT (下り線)																																												
	<p>①L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)～注3)のとおり。</p> <p>②Tは、1回当たりに設置するアーバー箇所数を示す。</p> <p>③上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。</p> <p>④（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。</p> <p>⑤交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交替要員については、交通規制工を含むものとする。</p> <p>⑥交通規制工の単価表の項目において、（A）と表記されているものについては、第一・第二走行車線規制を示す。</p> <p>なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>26-12-2 支払 共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19- (1) 交通規制工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制 L×N</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>車線規制 L×N×M</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>車線規制 L×N×M (A)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>車線規制 L×N×M×T</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table>		単価表の項目	検測の単位	19- (1) 交通規制工		路肩規制 L×N	回	車線規制 L×N×M	回	車線規制 L×N×M (A)	回	車線規制 L×N×M×T	回	<p>注2) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。なお、供試体の密度はマール試験における締め密度の100±1%以内とする。また、ホイールトラック試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用した試験機とする。</p> <p>注3) 供試体は最適締め温度にて作製し、指定の傾度で試験を実施するものとする。</p> <p>注4) 試験は、舗装施工管理要領II建設工事関係I-1(3)(b)(ii)に従って行う。</p> <p>26-11-3 はく離抵抗性試験結果に伴うアスファルト混合物の変更 はく離抵抗試験結果に伴い、はく離防止材の添加またはアスファルト種別の変更等を監督員が指示する場合がある。この場合受注者は、監督員の指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>26-11-4 支払 共通仕様書13-5-11「支払」によらず、アスファルト混合物の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基層及び表層工の清掃準備、混合物の製造、運搬及び舗設に要する費用等アスファルト混合物の施工に要するアスファルトを含むすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13- (4) アスファルト混合物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート遮水性基層工</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工A</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-12 交通規制工 26-12-1 種別 共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 L×N</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:00～18:00 (9:00～17:00)</td> <td>川口JCT Hランプ</td> </tr> <tr> <td>車線規制 L×N×M</td> <td rowspan="2">「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>12:00～22:00 (13:00～21:00)</td> <td>岩槻IC～ 蓮田スマートIC(下り線)</td> </tr> <tr> <td>車線規制 L×N×M (A)</td> <td>5:00～15:00 (6:00～14:00)</td> <td>久喜白岡JCT～ 蓮田スマートIC(上り線)</td> </tr> <tr> <td>車線規制 L×N×M (A)</td> <td></td> <td>20:00～翌05:00 (21:00～翌04:00)</td> <td>岩槻IC～ 蓮田スマートIC(下り線) (夜間)</td> </tr> <tr> <td>車線規制 L×N×M×T</td> <td></td> <td>12:00～22:00 (13:00～21:00)</td> <td>岩槻IC～久喜白岡JCT (下り線)</td> </tr> </tbody> </table> <p>①L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)～注3)のとおり。</p> <p>②Tは、1回当たりに設置するアーバー箇所数を示す。</p> <p>③上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。</p> <p>④（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。</p>		単価表の項目	検測の単位	13- (4) アスファルト混合物		アスファルトコンクリート遮水性基層工	t	アスファルトコンクリート表層工A	t	単価表の項目	区分内容	規制時間	備考	路肩規制 L×N	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	川口JCT Hランプ	車線規制 L×N×M	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	12:00～22:00 (13:00～21:00)	岩槻IC～ 蓮田スマートIC(下り線)	車線規制 L×N×M (A)	5:00～15:00 (6:00～14:00)	久喜白岡JCT～ 蓮田スマートIC(上り線)	車線規制 L×N×M (A)		20:00～翌05:00 (21:00～翌04:00)	岩槻IC～ 蓮田スマートIC(下り線) (夜間)	車線規制 L×N×M×T		12:00～22:00 (13:00～21:00)	岩槻IC～久喜白岡JCT (下り線)
単価表の項目	検測の単位																																														
19- (1) 交通規制工																																															
路肩規制 L×N	回																																														
車線規制 L×N×M	回																																														
車線規制 L×N×M (A)	回																																														
車線規制 L×N×M×T	回																																														
単価表の項目	検測の単位																																														
13- (4) アスファルト混合物																																															
アスファルトコンクリート遮水性基層工	t																																														
アスファルトコンクリート表層工A	t																																														
単価表の項目	区分内容	規制時間	備考																																												
路肩規制 L×N	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	川口JCT Hランプ																																												
車線規制 L×N×M	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	12:00～22:00 (13:00～21:00)	岩槻IC～ 蓮田スマートIC(下り線)																																												
車線規制 L×N×M (A)		5:00～15:00 (6:00～14:00)	久喜白岡JCT～ 蓮田スマートIC(上り線)																																												
車線規制 L×N×M (A)		20:00～翌05:00 (21:00～翌04:00)	岩槻IC～ 蓮田スマートIC(下り線) (夜間)																																												
車線規制 L×N×M×T		12:00～22:00 (13:00～21:00)	岩槻IC～久喜白岡JCT (下り線)																																												

訂正箇所	正誤区分																																							
	誤	正																																						
<p>特記仕様書 P41 26-16. 率計上工事に関する事項</p>	<table border="1" data-bbox="353 252 1016 347"> <tr> <td></td> <td>より消去するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>蓮田SA（下り線）駐車場内の導流表示、矢印表示、文字等の既設路面標示をウォータージェット式により消去するもの。</td> <td></td> </tr> </table> <p>26-15-3 施工</p> <p>(1) 路面標示消去工の施工方法は、高機能舗装以外のアスファルト舗装上に施工されている路面標示は削取り式とし、高機能舗装上に施工されている路面標示はウォータージェット式とし、既設路面に損傷を与えないように慎重に行うものとする。</p> <p>(2) 削取り式消去により発生した削りかすおよび廃材等については、廃棄物の処理に関する法令等に従い、適切に処理しなければならない。なお、削りかすおよび廃材等の処分に要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p> <p>(3) ウォータージェット式消去により発生した汚泥については、廃棄物の処理に関する法令等に従い、適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p> <p>26-15-4 数量の検測</p> <p>路面標示消去工の数量の検測は、幅15cmに換算した設計数量（m）又は設計数量（m2）で行うものとする。</p> <p>26-15-5 支払</p> <p>路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たり又は1m2当りの契約単価で行うものとする。路面標示消去工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工機械の運搬、設置、削取り式またはウォータージェット式による削り処理等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具・廃材等の処理費等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="414 805 855 965"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一（3）路面標示消去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>m2</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>m2</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-16 率計上工事に関する事項</p> <p>26-16-1 目的及び契約方法</p> <p>率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書29-16-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>26-16-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。</p> <p>(30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <p>26-16-3 種別</p> <p>率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="344 1305 934 1369"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に15%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> </tr> </tbody> </table>		より消去するもの。		D	蓮田SA（下り線）駐車場内の導流表示、矢印表示、文字等の既設路面標示をウォータージェット式により消去するもの。		単価表の項目	検測の単位	特一（3）路面標示消去工		A	m	B	m	C	m2	D	m2	単価表の項目	区分内容	率計上工事に関する事項	見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に15%を乗じた金額相当の率計上工事をいう	<p>26-15-3 施工</p> <p>(1) 路面標示消去工の施工方法は、高機能舗装以外のアスファルト舗装上に施工されている路面標示は削取り式とし、高機能舗装上に施工されている路面標示はウォータージェット式とし、既設路面に損傷を与えないように慎重に行うものとする。</p> <p>(2) 削取り式消去により発生した削りかすおよび廃材等については、廃棄物の処理に関する法令等に従い、適切に処理しなければならない。なお、削りかすおよび廃材等の処分に要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p> <p>(3) ウォータージェット式消去により発生した汚泥については、廃棄物の処理に関する法令等に従い、適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p> <p>26-15-4 数量の検測</p> <p>路面標示消去工の数量の検測は、幅15cmに換算した設計数量（m）又は設計数量（m2）で行うものとする。</p> <p>26-15-5 支払</p> <p>路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たり又は1m2当りの契約単価で行うものとする。路面標示消去工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工機械の運搬、設置、削取り式またはウォータージェット式による削り処理等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具・廃材等の処理費等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1384 715 1809 874"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一（3）路面標示消去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>m2</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>m2</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-16 率計上工事に関する事項</p> <p>26-16-1 目的及び契約方法</p> <p>率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書26-16-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>26-16-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。</p> <p>(30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <p>26-16-3 種別</p> <p>率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1317 1209 1883 1273"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に15%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-16-4 当初契約金額</p> <p>当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書26-16-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載に</p>	単価表の項目	検測の単位	特一（3）路面標示消去工		A	m	B	m	C	m2	D	m2	単価表の項目	区分内容	率計上工事に関する事項	見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に15%を乗じた金額相当の率計上工事をいう
	より消去するもの。																																							
D	蓮田SA（下り線）駐車場内の導流表示、矢印表示、文字等の既設路面標示をウォータージェット式により消去するもの。																																							
単価表の項目	検測の単位																																							
特一（3）路面標示消去工																																								
A	m																																							
B	m																																							
C	m2																																							
D	m2																																							
単価表の項目	区分内容																																							
率計上工事に関する事項	見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に15%を乗じた金額相当の率計上工事をいう																																							
単価表の項目	検測の単位																																							
特一（3）路面標示消去工																																								
A	m																																							
B	m																																							
C	m2																																							
D	m2																																							
単価表の項目	区分内容																																							
率計上工事に関する事項	見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に15%を乗じた金額相当の率計上工事をいう																																							

訂正箇所	正誤区分																																			
	誤	正																																		
<p>特記仕様書 P42 26-16. 率計上工事に関する事項</p>	<p>26-16-4 当初契約金額 当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書 29-16-3 「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、1.0百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。</p> <p>26-16-5 契約変更について (1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。 なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせず契約変更を行うものとする。</p> <p>26-16-6 数量の検測 率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。</p> <p>26-16-7 支払 率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>2.7. 割掛対象表の項目に示す工事の内容 対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛項目対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料道路料金費</td> <td>単価表の項目末尾名称に(T)を表記した項目に必要な有料道路通行料金費をいう。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【準備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛項目対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事車両泥落し費</td> <td>作業員による工事車両の泥落とし及び周辺の清掃に要する費用をいう。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【雑工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛項目対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験舗装費</td> <td>共通仕様書13-8-7に規定する試験舗装に要する費用をいう。 場所：蓮田SA（旧上り線） 種別：高機能舗装Ⅱ型用混合物 t=4cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考	有料道路料金費	単価表の項目末尾名称に(T)を表記した項目に必要な有料道路通行料金費をいう。		割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考	工事車両泥落し費	作業員による工事車両の泥落とし及び周辺の清掃に要する費用をいう。		割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考	試験舗装費	共通仕様書13-8-7に規定する試験舗装に要する費用をいう。 場所：蓮田SA（旧上り線） 種別：高機能舗装Ⅱ型用混合物 t=4cm		<p>26-15-3 施工 (1) 路面標示消去工の施工方法は、高機能舗装以外のアスファルト舗装上に施工されている路面標示は削取り式とし、高機能舗装上に施工されている路面標示はウォータージェット式とし、既設路面に損傷を与えないように慎重に行うものとする。 (2) 削取り式消去により発生した削りかすおよび廃材等については、廃棄物の処理に関する法令等に従い、適切に処理しなければならない。なお、削りかすおよび廃材等の処分に要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。 (3) ウォータージェット消去により発生した汚泥については、廃棄物の処理に関する法令等に従い、適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p> <p>26-15-4 数量の検測 路面標示消去工の数量の検測は、幅15cmに換算した設計数量(m)又は設計数量(m²)で行うものとする。</p> <p>26-15-5 支払 路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たり又は1m²当たりの契約単価で行うものとする。路面標示消去工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工機械の運搬、設置、削取り式またはウォータージェット式による削り処理等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具・廃材等の処理費等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (3) 路面標示消去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-16 率計上工事に関する事項 26-16-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書26-16-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>26-16-2 用語の定義 共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。 (30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <p>26-16-3 種別 率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に1.5%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-16-4 当初契約金額 当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書 26-16-3 「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載に</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (3) 路面標示消去工		A	m	B	m	C	m ²	D	m ²	単価表の項目	区分内容	率計上工事に関する事項	見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に1.5%を乗じた金額相当の率計上工事をいう
割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考																																		
有料道路料金費	単価表の項目末尾名称に(T)を表記した項目に必要な有料道路通行料金費をいう。																																			
割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考																																		
工事車両泥落し費	作業員による工事車両の泥落とし及び周辺の清掃に要する費用をいう。																																			
割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考																																		
試験舗装費	共通仕様書13-8-7に規定する試験舗装に要する費用をいう。 場所：蓮田SA（旧上り線） 種別：高機能舗装Ⅱ型用混合物 t=4cm																																			
単価表の項目	検測の単位																																			
特- (3) 路面標示消去工																																				
A	m																																			
B	m																																			
C	m ²																																			
D	m ²																																			
単価表の項目	区分内容																																			
率計上工事に関する事項	見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に1.5%を乗じた金額相当の率計上工事をいう																																			

設計図面 数量明細表-2

数量明細表 - 2

区分	項目	6-(1)		7-(1)				8-(1)				8-(2)			B-(3)
		縦目工		基礎杭				コンクリート				型わく			鉄筋
		Ⅲ-A型		既製杭	既製杭	既製杭	既製杭	A1-3	A1-3(T)	D1-1	D1-1(T)	C	D	Z	A
単位		m	m	m	m	m	m ³	m ³	m ³	m ³	m ²	m ²	m ²	t	
1	橋梁下部工 A1橋台 〔下り線〕	9.4		137.5		1200.0		455.9		12.9	314.0	4.8		47.889	
2	橋梁下部工 A2橋台 〔上り線〕		60.0		430.0		367.5		8.3		284.8	4.2	28.5	24.237	
3	休憩施設 サービスエリア 〔下り線〕														
4	休憩施設 サービスエリア 〔上り線〕														
5	本線 東北自動車道 〔川口JCT〕														
6															
7															
	合計	9.4	60.0	137.5	430.0	1,200.0	367.5	455.9	8.3	12.9	598.8	9.0	28.5	72.13	
	設計数量	9	60	138	430	1,200	368	456	8	13	599	9	29	72.13	

誤

訂正箇所

数量明細表 - 2

区分	項目	6-(1)		7-(1)				8-(1)				8-(2)			B-(3)
		縦目工		基礎杭				コンクリート				型わく			鉄筋
		Ⅲ-A型		既製杭	既製杭	既製杭	既製杭	A1-3	A1-3(T)	D1-1	D1-1(T)	C	D	Z	A
単位		m	m	m	m	m	m ³	m ³	m ³	m ³	m ²	m ²	m ²	t	
1	橋梁下部工 A1橋台 〔下り線〕	9.4		137.5		1200.0		455.9		12.9	314.0	4.8		31.614	
2	橋梁下部工 A2橋台 〔上り線〕		60.0		430.0		367.5		8.3		284.8	4.2	28.5	19.287	
3	休憩施設 サービスエリア 〔下り線〕														
4	休憩施設 サービスエリア 〔上り線〕														
5	本線 東北自動車道 〔川口JCT〕														
6															
7															
	合計	9.4	60.0	137.5	430.0	1,200.0	367.5	455.9	8.3	12.9	598.8	9.0	28.5	50.90	
	設計数量	9	60	138	430	1,200	368	456	8	13	599	9	29	50.90	

正

金抜き設計書

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
25	8 - (2)	型わく Z	29	m2			
26	8 - (3)	鉄筋 A	72.13	t			
27	8 - (3)	鉄筋 B	24.02	t			
28	8 - (3)	鉄筋 C	7.44	t			
29	13 - (2)	粒状路盤工 下層路盤 (T)	811	m2			
30	13 - (4)	アスファルト混合物 加熱アスファルト安定処理路盤工 (T)	152	t			
31	13 - (4)	アスファルト混合物 アスファルトコンクリート遮水性基層工 (T)	134	t			
32	13 - (4)	アスファルト混合物 アスファルトコンクリート表層工A (T)	75	t			
33	13 - (8)	瀝青材散布工 プライムコート	771	L			
34	13 - (8)	瀝青材散布工 タックコートA	325	L			
35	16 - (7)	路面標示工 路面標示標準型C1 (1)	215	m2			
36	18 - (4)	縁石工 アスファルト縁石 (T)	269	m			

誤

訂正箇所

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
25	8 - (2)	型わく Z	29	m2			
26	8 - (3)	鉄筋 A	50.90	t			
27	8 - (3)	鉄筋 B	24.02	t			
28	8 - (3)	鉄筋 C	7.44	t			
29	13 - (2)	粒状路盤工 下層路盤 (T)	811	m2			
30	13 - (4)	アスファルト混合物 加熱アスファルト安定処理路盤工 (T)	152	t			
31	13 - (4)	アスファルト混合物 アスファルトコンクリート遮水性基層工 (T)	134	t			
32	13 - (4)	アスファルト混合物 アスファルトコンクリート表層工A (T)	75	t			
33	13 - (8)	瀝青材散布工 プライムコート	771	L			
34	13 - (8)	瀝青材散布工 タックコートA	325	L			
35	16 - (7)	路面標示工 路面標示標準型C1 (1)	215	m2			
36	18 - (4)	縁石工 アスファルト縁石 (T)	269	m			

正